

【現状と課題】

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築は重要な課題であり、本県においても、これまで保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築に取り組んできたところです。

一方、国は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すため、介護保険法を改正し、平成27年4月に「介護予防・日常生活支援総合事業」(新しい総合事業)を創設したところであり、これにより、介護予防給付のうち訪問介護・通所介護については、平成28年度末までに、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業に移行しました。

新しい総合事業は、

- ① 住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実することによる、在宅生活の安心の確保
- ② 住民主体のサービス利用の拡充による低廉な単価のサービス・支援の充実・利用普及、高齢者の社会参加の促進や要支援者状態となることを予防する事業の充実による要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加等を目指すものですが、本県においては、住民等の多様な主体による多様なサービスを提供する市町村が少ない状況にあります。

また、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、国は「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」を策定しています。市町村は、認知症初期集中支援チーム(※1)や認知症地域支援推進員(※2)を設置し、取組を推進しているところですが、今後も引き続き、認知症の人に寄り添いながら、認知症の人が認知症とともに、よりよく生きていくことができる環境を整備する必要があります。

さらに、単身高齢者世帯や認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくことが予想されますが、現在の成年後見制度の利用状況を見ると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ないとされています。

これに対しては、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースが多いとの指摘があることから、今後は、利用者が利用のメリットを実感できる制度・運用への改善が必要とされるほか、全国どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築が必要とされています。

※1 初期の段階で医療と介護が連携し、認知症の人やその家族への訪問や適切な支援を行う組織

※2 医療機関・介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人及びその家族を支援する相談業務等を行う職員

【目標】

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会を目指します。

また、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことができる社会を目指します。

【施策の方向と主な施策】

(1) 生活支援サービスの充実・強化

市町村は、次の取組を推進し、県は市町村の取組を支援します。

- ① 住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実することに

よる、状態等に応じた住民主体のサービス利用の促進

- ② 高齢者の社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業の充実による要介護・要支援の認定に至らない高齢者の増加
- ③ 効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス実施による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進

## (2) 認知症対策の推進

- ① 市町村は、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の活動の活性化を図り、認知症の早期診断・早期対応のための体制整備や、認知症の人に対する支援を行います。また、認知症サポーターの養成や活動への支援を行い、認知症への理解を深めるための普及啓発を進めます。さらに、認知症の人の介護者の負担軽減や、認知症初期集中支援チーム等による早期診断・早期対応を図るとともに、認知症の人とその家族が地域の人や専門家等と情報を共有し、お互いを理解し合うことができるよう、認知症カフェを設置します。
- ② 県は、市町村の取組を支援するほか、引き続き認知症サポート医の養成や、かかりつけ医等に対する研修、認知症疾患医療センターや若年性認知症総合支援センターの設置を行い、認知症の人等に対する支援体制を整備します。

## (3) 成年後見制度の利用促進

- ① 地域によっては、成年後見人の担い手となる弁護士、司法書士及び社会福祉士等の専門職が不足している場合があるため、市町村は市民後見人の養成を進めます。  
また、どこに住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するとともに、その運営の中核となる機関を設置します。
- ② 県は、市町村の取組を支援するため、市民後見人育成・活用協議会を設置・運営するとともに、市町村や地域包括支援センターの職員を対象に研修を実施します。